

男女共同参画社会の実現を



～河南町男女共同参画推進条例の概要～

河南町では、平成25年4月1日に男女共同参画社会の実現に向けて「河南町男女参画推進条例」を施行しました。

男女共同参画社会ってなに？

男女が、社会の対等な構成員として、自分の意思で職場、学校、地域、家庭等の活動に参画できる機会が確保され、個性と能力を発揮することによって共に責任を担い、均等に成果や利益を受けることができる社会のことです。

なぜ、男女共同参画社会が必要なの？

誰もが性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮でき、男女双方の視点や意見がさまざまな分野に反映され、男女が共に支え合い、責任を分かち合う社会の実現が求められています。



男女共同参画推進条例って？

男女共同参画を推進していくには、町と住民、事業者、教育関係者のみなさんが一体となって協力し合い、共通の理解や意識をもって進めていくことが重要です。

男女共同参画条例は、町と住民、事業者、教育関係者が果たすべき役割、相互に共有しておくべき基本的な考え方、町の男女共同参画推進施策の基本方針などを示すものです。

(第3条)

条例の基本となる考え方（6つの基本理念）

- ① 一人ひとりの人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けない男女平等の社会をつくりましょう。
- ② 「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を決めつけるのではなく、様々な生き方を選べるよう社会の制度や慣行について見直してみましょう。
- ③ 町政や働く場、地域活動などの方針の立案や決定過程に男女が対等に参画できるようにしましょう。
- ④ 男性も女性も、家事や育児、介護など家庭での活動と、仕事や地域などの社会生活での活動が両立できるようにしましょう。
- ⑤ 男女が互いの身体的な特徴についての理解を深め、性と生殖に関する女性の身体的機能について、自らが選択し決定する権利を尊重しましょう。
- ⑥ 国際的な動きを理解し、協調して男女共同参画を進めましょう。

(第4条、第10条)

町が取り組むこと

●計画の策定

かなん男女共同参画プランを定めて、推進施策を総合的かつ計画的に推進します。

- 施策を総合的・計画的に進めていくため推進体制の整備
- 調査研究



(第5条～第7条、第14条)

男女共同参画社会を実現するために取り組みましょう

～住民、事業者、教育関係者、町の責務を定めています～

住民のみなさん

- 職場、学校、地域、家庭などあらゆる分野に積極的に参画していきましょう。
- 町が実施する男女共同参画の取組に協力しましょう。

教育関係者のみなさん

- 学校、地域、家庭などの相互の連携を図りながら男女共同参画の推進に協力しましょう。

事業者のみなさん

- 男女が対等に参画できる職場づくりに積極的に取り組みましょう。
- 仕事と家庭の両立ができるよう職場環境づくりに努めましょう。
- 町が実施する男女共同参画の取組に協力しましょう。



町

- 男女共同参画を進めるための6つの基本理念に基づいて、住民や事業者、教育関係者と協力しながら男女共同参画の施策を進めます。
- 積極的改善措置を講じ、男女共同参画社会の実現に努めます。



(第8条)

禁止される行為

- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを禁止します。
- 性同一性障がい有することや、先天的に身体上の性別が不明瞭であることによる人権侵害を禁止します。

(第9条)

配慮すべき行為

- ポスターやちらし、パンフレットなど、多くの人にふれる情報の中では、人権を侵害する性的な表現や、性別による固定的な役割分担、暴力行為を助長する表現はしないようにしましょう。

(第17条)

苦情・相談の申出

- 男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合や、町が実施する男女共同参画施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見は、町長に相談の申出をすることができます。

～河南町男女共同参画推進条例～ 概要版

平成25年(2013年)7月

河南町住民部人権男女共同社会室(住民生活課内)

〒585-8585 河南町大字白木 1359番地の6

TEL 0721-93-2500 fax0721-93-4691

E-mail minsei@town.kanan.osaka.jp